日刊 動労千葉

国鉄千葉動力車労働組合
〒260 千葉市中央区要町2番8号（動力車会館）
電話 （鉄電） 千葉 2935・2939番
（公） 043（222）7207番
98.9.7 No. 4844

労基法改悪を絶対に許すな！

衆院 強行採決弾劾！参院成立阻止！

9・23総決起に向けて③

九月三日、衆議院労働委員会は、労働基準法改悪案を強行採決し、それを四日の本会議で通過させた。

政府は、労働法制の根幹に関わる労働基準法の改悪案を審議すら尽くさず強行採決するという歴史的暴挙に激しい怒りを込め、弾劾する！

多くの労働者の中に、労基法改悪への怒りと反対の声は一気に高まっている。

われわれは、広範な労働者の中にある怒りと危機感の先頭に起ち参議院での成立阻止―廃案をめざし、全力で起ち上がらなければならない。

ただ働きと労働時間の拡大

今回の改悪案を見よう（図参照）。

改悪案のひとつは、裁量労働制のホワイトカラー→全労働者への拡大である。

裁量労働制とは一言で言って、実績―ノルマのためには何時間でも働かせる、というものであり、八時間労働制の解体はもとより賃金体系や労働のあり方が資本によって一方的に決定されるというものである。

日経連は、「『裁量労働制』と『能力主義管理』を結びつける」と主張している。仮にもこれが通ったら、会社が設定した「実績」目標にむかって、査定にさらされ、労働者同士が極限的な競争に追い込まれ、けじめのない長時間労働に駆り立てられてしまう。

マスコミすら「裁量労働制の拡大は、成果主義的賃金がごく当たり前になる状態をもたらし、結果として長時間労働、過労死を増やしかねない」（九月三日付、朝日新聞夕刊）と指摘している。

今回の"修正案"は、「労働者の同意や、拒否した場合に不利益な取り扱いをしないように労使委員会で決議する」としている。これは、全くのペテンであり、二重三重に"犯罪的"である。

労働組合もない職場や御用組合化した職場で労働者が「嫌だ」と拒否することは、ほぼ不可能であり、現に裁量労働制を先取りした形で実施されている職場では会社のいいなりであり、何らの歯止めにもなっていないのが実情である。

	現行	改正案
時間外労働	・労使協定で定める男子の上限の目安は年間360時間 ・女子は職種により年間150時間などの保護規定（99年4月から廃止）	・労相が年間360時間以内の残業の上限基準を設定 ・介護、育児に携わる女子の激変緩和措置として上限は一定期間、年間150時間
裁量労働制	実労働時間でなく労使協定で定めた時間を働いたとみなす。対象は研究開発など専門的な11業務	対象業務を本社などの企画、立案、調査、分析の業務に拡大。対象労働者の範囲などは労使委員会で決定。本人同意が必要
1年変形労働時間制	1年平均で週40時間なら、40時間を超える週があっても可。変形期間が3カ月以上の場合の上限は1日9時間、1週48時間	変形期間3カ月以上の上限を1日10時間、1週52時間に延長
有期雇用契約	期間の定めのある雇用契約の上限は1年	上限を3年に延長。対象は新商品、新技術の開発業務など

労使委員会の設置は労働組合の否定だ！

「労働者の不利益を防止するために労使委員会を設置する」としているが、これは、完全なすり替えであり、重大な攻撃である。

要するに、「労使委員会」で決められた労働条件が、労働組合との間で結んだ労働協約に取って替わるというものである。従来の労働組合と資本との団体交渉で決めていくという最低限のあり方を根本的に変えてしまおうとしているのである。

「労使委員会」を資本が活用すれば、法律も何もかも無視し、「自由」に労働者を酷使できるという恐るべきシステム作りなのである。

実施を一年先送りしただけ

今回の「修正案」は、連合の「対案」にすらほど遠いものである。あえて言えば、二〇〇〇年四月の実施を一年先送りとするとしただけである。連合が要求してきた新裁量労働制の削減、男女共通規制の法制化等の対案とは全くかけ離れたものであり、連合内の多くの労働者からも批判は高まっている。

労働基準法改悪案の強行採決を徹底的に弾劾しながら、参議院での成立阻止に向けて、九・二三国会闘争に全力で起ち上がろう！

㊤政府が提出している労基法改悪案
㊧マスコミでさえ「長時間」「過労死」に言及している（9月3日付、朝日夕刊）

朝日

長時間労働拡大も

労基法改正案 雇用多様化に拍車

「過労の責任、労働者に」

裁量労働制、広がる懸念

つぶせ新安保ガイドライン！
とめよう戦争法案！

9・23全国総決起集会

とき 九月二三日（水） 一二時から
ところ 東京・代々木公園 B地区
指定列車 【第一陣】千葉駅⑦ 10時34分
【第二陣】千葉駅⑩ 12時13分
※全支部から、全力で結集しよう！